

○指定自動車教習所の指定等に関する規程

平成14年3月27日

公安委員会規程第10号

〔注〕平成19年6月から改正経過を注記した。

改正 平成17年2月公安委員会規程第2号 平成19年6月公安委員会規程第5号

平成28年1月公安委員会規程第2号 平成29年3月公安委員会規程第1号

指定自動車教習所の指定等に関する規程を次のように定める。

指定自動車教習所の指定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）の規定に基づき、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の指定及び立入検査等、届出自動車教習所（以下「届出教習所」という。）の行う教習の課程の指定、技能検定員及び教習指導員（以下「教習指導員等」という。）の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定申請に対する調査等)

第2条 広島県警察本部長（以下「本部長」という。）は、法第99条第1項の規定により、自動車教習所を設置し、又は管理する者から公安委員会に指定教習所としての指定の申請があったときは、当該自動車教習所が同項各号に掲げる基準に適合しているか及び当該自動車教習所が法第100条の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しないものでないかについて調査し、その結果を公安委員会に報告するものとする。

(届出自動車教習所台帳の作成等)

第3条 本部長は、公安委員会に法第98条第2項の規定による届出があったときは届出自動車教習所台帳（別記様式第1号）を、公安委員会が府令第37条第1項の指定書を交付したときは指定教習所指定書交付台帳（別記様式第2号）を、公安委員会が届出規則第3条の指定書を交付したときは特定届出自動車教習所指定書交付台帳（別記様式第3号）をそれぞれ作成し、各台帳を保管しておくものとする。

(施設等の変更届)

第4条 本部長は、府令第31条の5第3項の規定による届出については届出自動車教習所の変更事項等届出書（別記様式第4号）を、府令第36条の規定による届出については指定事

項変更届（別記様式第5号）を、届出規則第4条の規定による届出については申請書に添付する書類の記載事項の変更の届出について（別記様式第6号）を提出して行わせるものとする。

（技能検定員・教習指導員資格台帳の作成等）

第5条 本部長は、公安委員会が法第99条の2第4項の規定により技能検定員資格者証を交付したとき及び法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証を交付したときは技能検定員・教習指導員資格台帳（別記様式第7号）を、届出教習所を設置し、又は管理する者が届出規則第2条第1項の規定により公安委員会に指定の申請をしたときは届出自動車教習所指導員に関する事項について届出自動車教習所指導員台帳（別記様式第8号）をそれぞれ作成し、各台帳を保管しておくものとする。

（資格者証の返納）

第6条 公安委員会は、教習指導員等の技能又は知識が法第99条の2第4項第1号イの公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査又は法第99条の3第4項第1号イの公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査の合格基準より明らかに低下していると認められるときは、当該合格基準より明らかに低下していると認められる教習指導員等に対して、技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を返納するよう指導するものとする。

（指定教習所の立入検査等）

第7条 法第99条の6第1項の規定に基づく指定教習所に対する立入検査等は、総合（定期）検査、随時検査及びその他の検査とする。

2 総合（定期）検査は、原則として1年に1回以上、あらかじめ日時、検査項目等を通知して、業務全般にわたって行うものとする。

3 随時検査は、指定教習所の法第99条第1項各号に掲げる基準への適合状況、教習方法の適否等について、随時行うものとする。

4 その他の検査は、指定教習所が指定の基準に適合していない疑いのある場合に、指定教習所の当該指定の基準への適合状況について行うものとする。

（技能検定の立入検査）

第8条 前条の立入検査のうち指定教習所が行う技能検定について行うものに派遣された検査員は、被検定者の運転する自動車に同乗する等の方法により、主として次に定める項目について検査を行うものとする。

(1) 被検定者が、法令に定める教習を受けている者であること。

(2) 技能検定が、定められた要領及び採点の方法並びに指定教習所を管理する者が指定し

たコースによって行われていること。

(3) 被検定者の合否の決定が、適正に行われていること。

(検査員の身分証明書)

第9条 法第99条の6第2項に規定する身分を示す証票は、立入証（別記様式第9号）とする。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、平成14年4月1日から施行する。

(自動車教習所の指定検査等に関する規程の廃止)

2 自動車教習所の指定検査等に関する規程（昭和36年広島県公安委員会規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成17年2月17日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日公安委員会規程第5号）

この公安委員会規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成28年1月28日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成29年3月9日公安委員会規程第1号）

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第1条本文に規定する政令で定める日（平成29年3月12日）から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この公安委員会規程の施行の際現に改正前の指定自動車教習所の指定等に関する規程による様式により作成された用紙で使用中及び保管中のものは、第6条の規定による改正後の指定自動車教習所の指定等に関する規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

様式第4号(第4条関係)

| | |
|---|--|
| 届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 広島県公安委員会様 教習所名 設置者又は管理者 | |
| 自動車教習所の名称 | |
| 所在地 | |
| 変更(廃止)年月日 | |
| 設置者の住所・氏名 (法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名) | |
| 管理者の氏名 | |
| 変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由 | |
| 備考 | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号(第4条関係)

| | |
|------------------|--|
| 年 月 日 | |
| 指 定 事 項 変 更 届 | |
| 広島県公安委員会様 | |
| 教習所名 設置者又は管理者 | |
| 変 更 年 月 日 | |
| 変 更 す る 内 容 | |
| 変 更 す る 理 由 | |
| 備 考 | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

広島県公安委員会様

教習所名
設置者又は管理者

申請書に添付する書類の記載事項の変更の届出について

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による記載事項の変更の届出をします。

記

1 変更する書類の内容

2 変更後の書類の内容

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号(第5条関係)

技能検定員・教習指導員資格台帳

| 番号 | 教習所名 | 氏名 | 種別 | 合格年月日 | 資格者証交付年月日 | 再交付 |
|----|------|----|-----|-------|-----------|-----|
| | | | 大型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 準中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大特 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 牽引 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 準中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大特 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 牽引 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 準中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大特 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 牽引 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 準中型 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普通 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大特 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 牽引 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 大自二 | ・ | ・ | ・ |
| | | | 普自二 | ・ | ・ | ・ |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第8号(第5条関係)

| 届出自動車教習所指導員台帳 | | | | | |
|---------------|--------|-----|------|-------|-------|
| 教習所名 | | | | | |
| 本籍 | | | | | |
| 住所 | | | | | |
| 氏名 | 年 月 日生 | | | | |
| 選任年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 解任年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 届出指導員 | 年 月 日 | | | | |
| 特定指導員 | 年 月 日 | | | | |
| 資格 | 指導員種別 | 交付者 | 交付番号 | 交付年月日 | 届出年月日 |
| | 大型 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 中型 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 準中型 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 普通 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 大型二輪 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 普通二輪 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 運転適性 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 応急救護 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 二種応急救護 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 大型二種 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 中型二種 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 普通二種 | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 備考 | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第9号(第9条関係)

| | |
|---|----------------------|
| 第 号 | ↑ 5.5センチメートル ↓ |
| 立 入 証 | |
| この立入証を携帯する者は、道路交通法第99条の6第1項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。 | |
| 広島県公安委員会 印 | |
| ← 9.5センチメートル → | |

別記様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号〕）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第5条関係）

（全部改正〔平成29年公安委員会規程1号〕）

様式第8号（第5条関係）

（一部改正〔平成19年公安委員会規程5号・29年1号〕）

様式第9号（第9条関係）